

一戸町監査委員告示第3号

令和5年度定期監査（工事監査）の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、別添のとおり公表する。

令和5年6月27日

一戸町監査委員 立花 良孝



一戸町監査委員 仁昌寺 泰夫





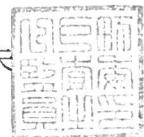
一監第10号  
令和5年6月27日

一戸町長 小野寺 美 登 様

一戸町監査委員 立 花 良 孝



一戸町監査委員 仁昌寺 泰 夫



### 令和5年度定期監査（工事監査）の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（工事監査）を実施したので、  
同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、  
同条第14項の規定により通知願います。

# 令和5年度定期監査（工事監査）結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項による監査

### 2 監査の対象

件名・名称	担当課
1 空家解体工事	地域整備課
2 河川公園（ターゲット・バードゴルフ場）修繕	地域整備課

### 3 監査の範囲

令和4年度に行った工事等に係る事務手続及び付隨する事務の執行状況

### 4 監査の期間

令和5年6月14日から同月23日まで

### 5 監査の方法

工事については、計画、設計、積算、施工等の各段階において、不適切な事務や不経済な支出がないか、当該工事が適正に行われているかなどを主眼として、次に掲げる主な着眼点により書面監査及び実地監査を実施した。

行政代執行により施工した空家解体工事については、関係法令及び町の条例に沿って手続が適正に行われたか、行政代執行費用の回収方策について検討がなされているか等についても着眼とした。

- (1) 工事施行の決裁手續は適正に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に行われているか。
- (3) 施工に係る管理、事務処理、支払い等は適切に行われているか。
- (4) 根拠法令に基づき行政代執行が適正に行われているか。
- (5) 行政代執行費用の回収方策について検討がなされているか。また、回収に向けた取組が行われているか。

## 第2 監査の結果

### 1 空家解体工事

平成28年2月に地元町内会からの倒壊の危険がある空家除去の要望を受け、所有者に對し取壊しなど必要な措置を講ずるよう指導したが進展がなく、このため、令和2年8月に空家等対策の推進に関する特別措置法及び町条例に基づき、行政が関与すべき「特定空家等」と認定し、建物所有者に対し建物を除去するよう指導し、同年10月に措置勧告をし、及び令和3年4月に措置命令を発した。

しかしながら、所定の期限までに建物の除去がなされなかつたことから、令和4年11月に行政代執行令書を送達するとともに、行政代執行により建物を除却した。

なお、行政代執行費用（4,378,000円）については、令和5年3月10日付けで同年4月28日納付期限の納付命令書を送達したが、未だ納付に応じていない状況にある。

#### (1) 工事の概要

ア 工種：空家解体工事（行政代執行）

イ 場所：一戸町高善寺字野田地内

ウ 契約額：当初 4,257,000円（税込）

変更 3,883,000円（同）

エ 工期：着手 令和4年11月16日

完了 令和5年2月28日

#### (2) 監査の結果

工事の契約、施工等いずれも適正に執行されたと認められるほか、行政代執行の諸手続きは、関係法令等に沿って適切になされたが、一部、適切な事務処理がなされていない点があるので対応されたい。

#### 【指摘事項】

行政代執行費用について、納付命令に応じない場合、地方自治法第231条の3第1項の規定によれば期限を指定してこれを督促しなければならず、その督促は一戸町財務規則第53条第1項の規定により納期限後20日以内にすることとされているが、未だその督促がなされていないことは事務に適正を欠くことから、法令等に基づき速やかに督促をされたい。注1  
注2

### (3) 監査の意見

注3

納付に応じない行政代執行費用については、いわゆる強制徴収公債権として地方自治法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分できるとされている。

本件は、町条例に基づく「特定空家等」の行政代執行による初めての措置であり、今後、先例ともなることから、行政代執行費用の回収には厳正に対処されたい。

[参考]

根拠法令	条 文
注1 注3 地方自治法	<p>第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は<sup>注4</sup>法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び滞納金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
注4 行政代執行法	<p>第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。</p> <p>2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。</p> <p>3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。</p>
注2 一戸町財務規則	第53条 歳入徴収担当者は、法第231条の3に規定する歳入の納期限までに納入されないときは、当該納期限後20日以内に、当該納入義務者に対し、督促状（様式第34号）を発行して督促しなければならない。

〔用語説明〕

用語	内容
強制徴収公債権	個別の法令の根拠規定により、町が滞納債権について、地方税法の例による滞納処分（給与・預貯金・不動産等の差押えや担保権の実行等）を行うことができる債権

## 2 河川公園（ターゲット・バードゴルフ場）修繕請負

令和4年8月の大河による馬淵川の増水により損壊した一戸町碧橋下の河川公園ターゲット・バードゴルフ場の復旧を当該ターゲット・バードゴルフ場の利用者で維持管理を任せられていた一戸町ターゲットバードゴルフ協会に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約により需用費（修繕料）で発注し、施工させたものである。

### （1）工事の概要

- ア 工種： 土木工事（災害復旧）
- イ 場所： 一戸町一戸字砂森地内
- ウ 契約額： 1,147,300円（税込）
- エ 工期：  
着手 令和4年9月27日  
完了 令和4年11月21日

### （2）監査の結果

本工事は、工事内容に照らし、次のとおり支出科目、施工業者の選定について適正を欠いていると認められることから、今後、事務の執行が適正に行われよう、業務の改善を図られたい。

#### 【指摘事項】

- ア 本工事は、令和4年8月の大河による損壊した河川公園内のターゲット・バードゴルフ場の災害復旧として約2箇月の工期で、ダンプ、重機により石・砂利の除去、整地などを行ったものであり、原状回復とは言え、その施工内容は、修繕とは言がたく、需用費（修繕料）による支出は、適切さを欠いたものと認められる。
- イ また、発注先として、建設登録業者でない任意団体を選定したことは、当時、災害復旧への対応から施工業者がみづからなかったという事情はあるにせよ、施工能力が担保されないこと等から適当でなく、随意契約理由も適切とは認めがたい。

### （3）監査の意見

災害発生直後の業務が錯綜した時期とは言え、工事発注手続に適切さを欠いた要因としては、支出負担行為（契約）を審査する税務会計課を含め、組織による審査が十分に機能しなかったことが上げられるほか、加えて、支出科目ごとの支出基準が明確になっていないことが考えられる。

については、事務処理及び審査が適切に行われるよう、職員の研修や審査の徹底を図る

とともに、税務会計課において発出している「会計事務の手引き」等において、支出科目毎の内容等について明示するよう改善を図られたい。

[参考]

区分	需用費（修繕料）	工事請負費
地方自治法 施行規則第15条 別記	備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機などの部品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物の等の移転及び除去の工事等に要する経費で契約によるもの
地方公共団体 歳入歳出科目解説	備品の修繕、部品の取替のための費用。また家屋の小修繕で請負にまで至らないもの（工事の概念に入らないもの） 本体の維持管理、現状復旧を目的とするもの（大修繕、改築等は工事請負費の節から支出されるべきもの）	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費 建造物、工作物等の新築、増築、移転改築などのように工作物そのものの位置あるいは形状を変更するもの